

平成29年度

試作品製作補助金

募集要項

平成29年3月

公益財団法人新潟市産業振興財団

1 制度の目的

公益財団法人新潟市産業振興財団（通称：新潟 I P C 財団）では、新潟市内の中小企業者が取り組む新商品の企画、新規用途開発等のための試作開発を促進し、中小企業者の持続的な発展や地域産業の活性化につなげるため、試作（一次産品、加工食品及びサービスに係るものを除きます）に関する計画を広く募集し、中小企業者の課題解決等が期待できるものに対し、必要な経費の一部を補助します。

2 制度の概要

(1) 補助対象者

以下の全てを満たすことが必要です。

- ① 新潟市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者（中小企業者の定義については、【別表1】をご覧ください）
- ② 当財団の「I P C ビジネスマッチングサイト」に会員登録している者
- ③ 新潟市税の未納が無い者
- ④ 【別表2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者

(2) 補助対象事業

以下の条件を全て満たす試作が対象となります（ただし、一次産品、加工食品及びサービスに係るものは対象外です）。

- ① 試作の目的及び試作品の活用方法が明確であり、製品（商品）化に向けた取組みを行うこと
- ② 申請者のアイデアまたは保有技術による試作であること
- ③ 補助対象期間内に事業を完了させること
- ④ 以下に該当しないこと
 - ア 本事業期間内に、同一の内容で国（独立行政法人を含む）、地方自治体または他の団体から補助金等の交付その他助成を受けている、または受けることが決まっている
 - イ 事業内容が公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある、公的な支援を行うことが適当でないと認められる

(3) 補助内容

補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助します。

① 補助率、補助限度額及び補助対象期間

補助率	補助対象経費の3分の2以内（ただし、過去5か年度以内に本補助金制度または「試作品チャレンジ補助金」を利用したことがある企業は、補助対象経費の2分の1以内）
補助限度額	20万円
補助対象期間	上期：交付申請日（4月）～平成29年10月31日（火） 下期：交付申請日（8月）～平成30年2月28日（水）

※補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額です。

② 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件を全て満たすもので次の表に掲げるものです。

- ア 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ 交付申請日以降に発生し、事業期間中に支払われた経費
- ウ 証拠資料等によって金額が確認できる経費

経費区分	種別	適用範囲等
試作品製作費	原材料費	試作品製作に要する資材等の購入に要する経費
	外注・委託費	デザイン、設計、加工、評価試験、性能評価等、試作品製作の一部を第三者に外注・委託するために支払われる経費
その他の経費		消耗品費、事業の遂行に必要な経費の内、上記に該当しない経費

※消費税及び地方消費税、銀行口座等振込手数料は補助対象外です。

※補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）と同一の経営者である事業者または同一連結決算対象の事業者の製品の調達等に係る経費は補助対象外です。

3 事業の流れ

事業、手続きの流れの一例です（申請内容によって、変更になる場合があります）。



4 補助金交付申請

提出期間内に必要書類を「12 相談及び申請受け付け窓口」に持参します。

申請書類 提出期間	上期：平成29年4月3日（月）～平成29年4月28日（金）午後5時30分 下期：平成29年8月1日（火）～平成29年8月31日（木）午後5時30分 ※下記提出書類を、後記「12 相談及び申請受付窓口」に必ず持参してください。郵送での提出は受理できません。
提出書類	①補助金交付申請書（別記様式第1号） 1部 ②事業計画書（別紙1） 1部 ③収支明細書（別紙2） 1部 ④対象者であることの証明 1部 資本金額が要件を満たす場合：登記事項証明書（直近6ヶ月以内、写し不可） 従業員数が要件を満たす場合：健康保険加入者数を確認できる書類等の写し ⑤直近1ヶ年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書） 1部

	<p>個人の場合：直近1ヶ年分の確定申告書の写し</p> <p>⑥直近の「新潟市制度用納税証明書」 1部（写し不可）</p> <p>※証明書交付窓口は、後記「13 新潟市制度用納税証明書 交付窓口一覧」をご参照ください。</p> <p>⑦収支明細書で単価10万円以上の経費の算出根拠となる書類 各1部 見積書または単価表（無い場合は算出根拠となる資料）の写し等</p>
--	--

5 補助金交付あるいは不交付の決定

(1) 審査方法

以下の2つの審査により補助金交付あるいは不交付の決定を行います。

<要件審査>

補助金交付申請のあった事業に対して、事務局が以下により審査を行います。

審査日	<p>上期：平成29年5月上旬</p> <p>下期：平成29年9月上旬</p>
審査方法	事務局が、提出書類により以下の審査の観点に基づき審査します。
審査の観点	<p>次の要件をすべて満たすこと</p> <p>①申請者が「2（1）補助対象者」、「2（2）補助対象事業」の要件に合致すること</p> <p>②提出書類に不備がないこと</p>

<プレゼンテーション審査>

要件審査を通過した事業に対して、外部有識者等により構成される審査委員会が以下により審査を行います。申請者により事業内容のプレゼンテーションを行っていただきます。審査委員会の評価が高い事業で、かつ、基準点を上回るものから各期の予算の範囲内で財団が補助金交付決定を行います。

審査日	<p>上期：平成29年5月下旬</p> <p>下期：平成29年9月下旬</p>
審査方法	審査委員会が、提出書類及び申請者による事業内容のプレゼンテーションにより以下の審査の観点に基づき総合的に審査します。
審査の観点	<p>①既存の取組みではなく、申請者にとって新たな取組みであること</p> <p>②申請者の置かれている現状を認識・分析し、今後の可能性を捉えた計画であること</p> <p>③事業目的を達成するための課題が明確であり、その解決方法が適切であること</p> <p>④単なる試作ではなく、製品（商品）化に向けた取組みであること</p> <p>⑤申請事業の実施によるノウハウ蓄積・経験が今後の経営・事業展開に活かせること</p>

	⑥事業規模、従業員数から鑑みて、実現可能な実施体制・能力があること ⑦実施スケジュールに無理はなく、事業に係る経費は妥当であること ⑧申請事業が同産業、他産業のモデルケースとなりうること
--	---

(2) 結果の通知

申請者全員に対し、採択または不採択の結果を通知します。

(3) その他

原則、当財団の他の補助金と重複して採択しません。ただし、当財団が実施する「新販路開拓ツール活用補助金」及び「見本市出展補助金」であって、別期間中に実施するものは除きます。

6 中間ヒアリング

補助事業が完了するまでの間、補助事業者に対し、当財団プロジェクトマネージャーまたはスタッフが進捗状況についてヒアリングを行います。

7 実績報告

補助事業の完了後、報告期限までに次の書類を提出してください。

報 告 期 限	次のいずれか早く到来する期日 ・補助事業の完了日から30日以内（初日不算入）の末営業日 ・上期は平成29年11月15日（水）、下期は平成30年3月15日（木）
提 出 書 類	①事業報告書 1部 ②事業報告書の補足資料 1部 ③収支明細書 1部 ④補助対象経費の支払いに係る請求書またはその写し 各1部 ⑤補助対象経費の支払いに係る領収書、振込書等またはその写し 各1部

8 補助金額の確定、交付

(1) 実績報告会

補助金額は、実績報告書類の内容に対し、前述の審査委員会と同様の構成で設置する実績報告会において、補助事業者より事業報告のプレゼンテーションを行っていただきます。補助金額は、実績報告会で審査を行った後、確定し、文書で通知します。

(2) 補助金の交付

補助金額の確定通知後、補助金を交付します。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、以下の事項を留意、順守してください。

(1) 計画変更

補助事業の内容または予算を変更しようとするときは、変更が軽微（※）である場合を除き、補助事業変更申請書（別記様式第4号）及び関係書類を提出する必要があります。

※軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合です。

- ・補助事業を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの
- ・収支明細書において、新たな経費区分を追加する変更ではないもの
- ・収支明細書に計上した補助対象経費（総額）の変更が20%以内であるもの

(2) 関係書類の整備及び保存

補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、補助事業が完了した会計年度の終了後、5年間保存してください。

(3) 情報の公表

補助事業の期間中、補助事業に関する情報は、原則、非公表とします。

補助事業完了（補助金交付）後は、原則、補助事業者及び補助事業の名称などを当財団のホームページ等において公表します。

(4) 成果の公表

補助事業の完了後、補助事業者の了解が得られる場合は、補助事業の成果の全部または一部を公表します。また、補助事業完了後、当財団の求めに応じて、補助事業の成果報告及び成果の公表等へ協力していただきます。

(5) 事業化状況の報告

補助事業の完了後、当財団の求めに応じて、事業化の状況等についての報告をしていただきます。

10 様式等

様式等は、当財団ホームページからダウンロードできます。

当財団 ホームページ <http://niigata-ipc.or.jp/>

11 その他

申請にあたっては、「公益財団法人新潟市産業振興財団補助金交付要綱」を必ずご覧ください。

また、ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

12 相談及び申請受付窓口

公益財団法人新潟市産業振興財団 ビジネス支援センター

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 N E X T 21 12階

T E L : 025-226-0550 F A X : 025-226-0555 E - m a i l : info@niigata-ipc.or.jp

13 新潟市制度用納税証明書 交付窓口一覧

詳細については、新潟市市税事務所市民税課管理・証明係にお問い合わせください。

担当係及び名称	所在地等
市税事務所 市民税課 管理・証明係	新潟市中央区学校町通1-602-1 TEL : 025-226-2243
北税務センター	新潟市北区葛塚3197 TEL : 025-387-1205
東税務センター	新潟市東区下木戸1-4-1 TEL : 025-250-2510
江南税務センター	新潟市江南区泉町3-4-5 TEL : 025-382-4105

秋葉税務センター	新潟市秋葉区程島 2009 TEL : 0250-25-5311
南税務センター	新潟市南区白根 1235 TEL : 025-372-6160
西税務センター	新潟市西区寺尾東 3-14-41 TEL : 025-264-7511
西蒲税務センター	新潟市西蒲区巻甲 2690-1 TEL : 0256-72-8266
北区北出張所	新潟市北区松浜 1-7-9 TEL : 025-387-1705
東区石山出張所	新潟市東区石山 1-1-12 TEL : 025-250-2820
中央区東出張所	新潟市中央区蒲原町 7-1 TEL : 025-223-7502
中央区南出張所	新潟市中央区新和 3-3-1 TEL : 025-223-7552
江南区横越出張所	新潟市江南区横越中央 1-1-1 TEL : 025-382-4283
秋葉区小須戸出張所	新潟市秋葉区小須戸 120-5 TEL : 0250-25-5710
南区味方出張所	新潟市南区味方 1544 TEL : 025-372-6805
南区月潟出張所	新潟市南区月潟 535 TEL : 025-372-6905
西区黒埼出張所	新潟市西区大野町 2843-1 TEL : 025-264-7760
西区西出張所	新潟市西区内野町 415-1 TEL : 025-264-7705
西蒲区岩室出張所	新潟市西蒲区西中 860 TEL : 0256-72-8814
西蒲区西川出張所	新潟市西蒲区旗屋 585-1 TEL : 0256-72-8752
西蒲区潟東出張所	新潟市西蒲区三方 1 TEL : 0256-72-8862
西蒲区中之口出張所	新潟市西蒲区中之口 626 TEL : 025-375-2712

【別表 1】

<p>(中小企業者の定義) 中小企業者とは、会社および個人であって、次のものが該当します。</p> <p>①資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下のもので、製造業、建設業、運輸業その他の事業 (②～④以外) を主たる事業として営むもの。</p> <p>②資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下のもので、卸売業を主たる事業として営むもの。</p> <p>③資本金 5,000 万円以下または従業員数 100 人以下のもので、サービス業を主たる事業として営むもの。</p> <p>④資本金 5,000 万円以下または従業員数 50 人以下のもので、小売業を主たる事業として営むもの。</p>
<p>※本事業では、従業員の数に会社役員 (従業員との兼務役員は除く) および個人事業主本人は含めないものとします。また、以下のいずれかに該当する者は、パート労働者として、常時使用する従業員の数には含めないものとします。</p> <p>ア. 日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を越えて引き続き雇用されている者は除く)。</p> <p>イ. 所定労働時間が同一の事業者に雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短い者</p> <p>※上記①～④基準を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」として本事業の補助対象者になりません。</p> <p>ア. 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業</p> <p>イ. 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上が大企業の所有に属している中小企業</p> <p>ウ. 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼ねている中小企業者</p> <p>なお、上記アイウで「大企業」を「みなし大企業」に置き換えた場合も対象になりません。</p>

【別表 2】

<p>①法人等 (個人、法人または団体をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。) であるとき、または法人等の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) であるとき</p> <p>②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき</p> <p>③役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき</p> <p>④役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p>
